

# 大分県報

令和二年  
第一五七号  
十一月十三日

（金曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請指定予定保安林（七件）……………	一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………	五
教育委員会告示……………	一五
令和三年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項……………	一六
公告……………	一八
県営土地改良事業の工事の完了……………	一九
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………	一九
正誤……………	一九
令和二年六月二十六日付け大分県報号外（一一八）に登載の大分県告示第三百八十六号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中の訂正……………	一九

### 告示

#### 大分県告示第六百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

大分県知事 広瀬 貞

### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市大字旦野原七百番地  
国立大学法人 大分大学  
学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称  
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地  
大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二  
イ 洗浄施設

### 種類

#### 洗浄施設

能	力	種類	
		①	②
工事着手予定年月日	令二・二二・二二	〇・二四㎡	二基
工事完成予定年月日	令三・八・三一	〇・〇九㎡	二基
使用開始予定年月日	令三・九・一	〇・〇七㎡	二基
使用時間	間欠	〇・一㎡	一基
使用時間	間欠	〇・二三㎡	一基
使用時間	間欠	〇・〇二㎡	一基
使用時間	間欠	〇・〇七㎡	五基
使用時間	間欠	〇・〇二㎡	一一基
使用時間	間欠	〇・〇五㎡	一基

使用の季節的変動	単位	種類	
		①	②
なし	通常の値	〇・四八	最大の値
なし	最大の値	〇・五九	

汚水等の一日当たりの量	汚水等の値					項目	単位	値
	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量			
m <sup>3</sup> /日	通常	六・一〇六・五	一・二五	三	〇	一・六二五	三・二五	②
	最大	六・一〇六・五	二・五	六	〇	三・二五		③
m <sup>3</sup> /日	通常	二三五・二						④
	最大	三〇八・七						⑤
m <sup>3</sup> /日	通常	六〇	一〇〇	六〇	六〇	六〇	六〇	⑥
	最大	八〇	一〇〇	八〇	八〇	八〇	八〇	⑦
m <sup>3</sup> /日	通常	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	⑧
	最大	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	⑨

  

項目	単位	値
りん含有量	mg/l	〇・六二五
窒素含有量	mg/l	一・二五

  

大分県告示第六百四十一号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
 令和二年十一月十三日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所  
 杵築市大田俣水字坊ヶ迫五一八五番、五一八六番一、五一八六番二、五一八八番、五一八九番、五二〇〇番一、字竹ノ本五二〇一番、五二〇二番、五二〇三番一

二 指定の目的  
 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百四十二号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のと

おり保安林の指定をする予定である。

令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

宇佐市安心院町元宇船ヶ谷四八一番（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町吉野字古野二二三番一、二二七番、二二三〇番、二三一〇番、二三四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字古野二二三番一・二二三〇番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二三一〇番、二三四番（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字平寒水二八二〇番一、二八二二番、二八二五番、字迫二八五五番

一、二九〇九番、二九一〇番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字平寒水二八二〇番一・二八二二番・二八二五番・字迫二八五五番一・二九〇九番・二九一〇番二（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字白岩三二二六番二、三二二七番(次の図に示す部分に限る。)、字東三一四四番二、字東ノ上三一七〇番、三二七一番、三二七五番、三二七六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字白岩三二二六番二(次の図に示す部分に限る。)、三二二七番、字東三一四四番二・字東ノ上三一七〇番・三二七一番・三二七五番・三二七六番(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字尾迫三七五一番、三七五二番、三七五三番一、三七五七番、三七五八番一、三七五九番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾迫三七五一番・三七五二番・三七五三番一・三七五七番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、三七五八番一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市千歳町柴山字柳平上二〇八四番、二〇八五番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百四十八号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。  
 令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

上高江	上高江 ②(C)	上高江 ②(B)	上高江 ②(A)	指定区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考 (「別図」は、省略し、大分土木事務所に備えて縦覧に供する。)
大分市	大分市 判田 大字中	大分市 判田 大字中	大分市 判田 大字中	指定の区分	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域					
急傾斜	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊					
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり					
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり					

(A)河内(B)	(B)細大分市 八丸	(A)細大分市 八丸	高崎4 丁目	⑤上高江	④(B)上高江	④(A)上高江	③上高江	②(D)
大分市 大字本	大分市 大字細	大分市 大字細	大分市 大字駄原	大分市 大字中 判田	大分市 大字中 判田	大分市 大字中 判田	大分市 大字中 判田	大分市 判田 大字中
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年十一月十三日

大分県報(告示)

浦山(E)	浦山(D)	浦山(C)	浦山(B)	浦山(A)	(C)河内(B)	(B)河内(B)	
大分市 大字上 判田・ 大分市 区域	3丁目 高江 大分市 判田・ 大分市 区域	大分市 大字上 判田 区域	大分市 大字上 判田 区域	3丁目 高江 大分市 判田・ 大分市 区域	大分市 大字上 判田・ 大分市 区域	大分市 大字本 神崎 区域	神崎 区域
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
笹越川	(B)萌葱台	(A)萌葱台	(C)組の1	永興5 組の1	(B)組の1	火振(B)	火振(A)
大分市 大字中 判田 区域	大分市 大字市 区域	大分市 大字市 区域	大分市 大字永 興 区域	大分市 大字永 興 区域	大分市 大字宮 河内 区域	大分市 大字宮 河内 区域	大分市 大字宮 河内 区域
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大原川	6 上浦川	8 上浦川	7 上浦川	4 ② 上浦川	5 ② 上浦川	3 ② 上浦川	2 ② 上浦川	上浦川
大分市 大字木	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐	賀関 大分市 大字佐
区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年十一月十三日

藤助	大淵	立野(A)	産寝	吉原(B)	吉原(A)	西谷東	川轟川支	
中 大分市 大字竹	原内 大分市 大字河	原内 大分市 大字河	原内 大分市 大字河	栖野 大分市 大字廻	栖野 大分市 大字廻	平 大分市 大字大	佐上 大分市 大字木	佐上
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報（告示）





(L) 藤生⑦	(K) 藤生⑦	(J) 藤生⑦	(I) 藤生⑦	(H) 藤生⑦	(G) 藤生⑦	(F) 藤生⑦	(E) 藤生⑦	(D)
大分市 大字佐	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関
土砂災害警戒 区域及び土砂 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年十一月十三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

広内⑫	勝ヶ平 ②(B)	勝ヶ平 ②(A)	岡田④	白浜(B)	白浜(A)	藤生⑦ (N)	藤生⑦ (M)	
大分市 大字広	大分市 大字種 具	大分市 大字種 具	大分市 大字志 生木	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	賀関
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報（告示）

⑤ 上白木 大字八	森② 大分市 大字森	森③ 大分市 大字森	横原 大分市 大字千歳・大分市大字小池原	南下郡 大分市 大字下郡	南生石 西①(B) 大分市 大字駄原	南生石 西①(A) 大分市 大字駄原	下詰① 大分市 大字下原	
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
塩矢倉	室生	本谷	中河内	宝蔵寺	大黒	平原	徳尾	米良上⑦
大分市 大字一尺屋	大分市 大字白木	大分市 大字白木	大分市 大字志生木	大分市 大字木佐上	大分市 大字佐賀関	大分市 大字上判田	大分市 大字岡川	大分市 大字片島
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

藤生④	藤生③	黒砂①	(C) 藤生①	(B) 藤生①	(A) 藤生①	にじが丘1丁目	旭町
大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字金 谷迫・ 大字三	大分市 大字永 興
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--

大原②	青石(B)	青石(A)	木佐上北	黒砂②	(C) 藤生⑥	(B) 藤生⑥	(A) 藤生⑥	藤生⑤
大分市	大分市 大字木 佐上	大分市 大字木 佐上	大分市 大字木 佐上	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関	大分市 大字佐 賀関
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年十一月十三日

大分県報（告示）

福原谷	志手川	川天神谷	井ノ上	塩ノ本	⑤(B) 且野原	赤井②	
大分市 大字三	大分市 大字大 分市大 字三芳 ・大分 市新春 日町2 丁目	大分市 大字永 興	大分市 大字今 市	大分市 大字下 原・大 分市大 字辻原	大分市 大字且 野原	大分市 大字木 佐上	大字木 佐上
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
竹川	山神川	(B) 杵ヶ原	高沢	(B) 山際谷	亀ノ上	舟ヶ平	芳
中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 草本	大分市 大字高 尾杵・ 大分市	大分市 大字高 原	大分市 大字入 蔵	大分市 大字入 蔵・大 分市大 字野津 原	大分市 大字野 津原	大分市 大字野 津原
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
<p>（「別図」は、 省略し、中津土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。）</p>							

上ノ原	草本 山国町 中津市	柚ノ木 山国町 中津市	金鉢(C) 山国町 中津市	金鉢(B) 山国町 中津市	金鉢(A) 山国町 中津市	川(2) 山国町 宇曾	市平下 山国町 中津市	川市平下 山国町 中津市	川市平上 山国町 中津市	川市平上 山国町 中津市
土砂災害警戒		土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平① カいの	白水	羽山	城台(B)	② 前田(A)	① 前田(A)	秋桐	切シキ			
長尾野 山国町 中津市	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 中摩	中津市 山国町 守実	中津市 山国町 平小野	中津市 山国町 草本	中津市 山国町 草本	中津市 山国町 草本
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和二年十一月十三日

大分県報（告示）



⑥ 市平下	⑤ 市平下	⑥ 市平上	⑤ 市平上	④ 市平上	③ 市平上	② 市平上(B)	② 市平上(A)	①
中津市 山国町	中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 宇曾	中津市 山国町 宇曾	山国町 宇曾
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和二年十一月十三日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十	備考
<p><b>大分県告示第六百四十九号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。</p> <p>令和二年十一月十三日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>							
⑦ 市平下	中津市 山国町 宇曾	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		
⑧ 市平下	中津市 山国町 宇曾	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		
⑩ 市平下	中津市 山国町 宇曾	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		
⑦ 市平上	中津市 山国町 宇曾	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		

大分県報（告示）

高崎四丁目	大分市高崎	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成十九年三月十日大分県告示第四百三十三号	別図のとおり	四号)で定める事項	別図のとおり (「別図」は、省略し、大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
-------	-------	----------------------	---------	-----------------------	--------	-----------	--

### ○教育委員会告示

#### 大分県教育委員会告示第十七号

令和三年度大分県立学校実習助手採用選考試験を次の要項により実施する。

令和二年十一月十三日

大分県教育委員会  
令和3年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

- 1 目的  
大分県立学校実習助手を志望する者について、令和3年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。
- 2 求められる実習助手像  
実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力を持ち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者
- 3 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

試験区分	採用予定者数	職務の内容
工業（電気）実習助手	1人	工業（電気）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
工業（土木）実習助手	1人	工業（土木）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

農業実習助手	2人	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
合 計	4人	

※ 各試験区分において同一の試験を実施するが、障がい者については願書の記載事項を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

#### 4 受験資格

次の①から③までの全ての要件を満たすとともに、試験区分ごとに④から⑥までのいずれかの要件を満たす者に限る。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- ② 昭和45年4月2日以降に生まれた者
- ③ 県内のどこにでも赴任できる者
- ④ 工業（電気）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑤ 工業（土木）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑥ 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和3年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者

#### 5 出願等手続

- (1) 願書受付期間及び提出方法等

願 書 受付期間	令和2年11月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
----------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	・ 5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・ 受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	・ 簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きすること。



・令和2年11月30日（月）の消印のあるものまで有効とする。

- (2) 書類の提出先  
 大分市府内町 3丁目10番 1号 大分県庁舎別館7階  
 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班  
 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518
- (3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受 験 票	・必要事項を記入すること。
③ 返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「第1次選挙結果通知用」）	・84円切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「○○様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とする（両面テープ貼付可）。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けられないことがある。

- イ 願書と受験票は切り離さないこと。  
 ウ 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) から入手できる。  
 エ 受験料は不要である。  
 オ 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(4) 試験区分等

出願する試験区分は、工業（電気）実習助手、工業（土木）実習助手又は農業実習助手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の試験区分の変更は認めない。

(5) 受験票の交付

令和2年12月7日（月）頃本人宛て発送する。同月11日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

6 第1次試験

(1) 期日

令和2年12月19日（土）

(2) 試験場

大分県教育センター 講堂（大分市日野原847番地の2）  
 （注意）試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 日程及び試験内容

時 間	試験等	内 容 等
9：00	入室完了	・試験室には、8：30から入室可
9：00～9：20	出欠確認、諸注意	
9：20～10：20	教養試験	・基本的な一般教養
10：50～11：50	専門試験	・試験区分についての専門的な知識及び技能

(注意) 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

(4) 携行品

携行品	注意事項等
① 受験票	
② 筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム
③ 時計	・計時機能だけのものに限る。

(5) 選考結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍（採用予定者数が1人の場合は4倍）とする。

なお、合格ラインの範囲内であっても成績が著しく低い場合には合格者としていない。

※ 合格ライン：採用予定者数の3倍（採用予定者数が1人の場合は4倍）

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（150点満点中60点）以下に該当する場合

② 第1次試験の結果は、令和2年12月28日（月）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。  
 また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ

(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。

7 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

(1) 期日

令和3年1月29日（金）

(2) 試験場

大分県教育センター（詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。）

（注意）試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

試験	内容等
面接 I	職務に関する口頭試問
面接 II	人物評価に関する個人面接

(4) 選考結果

第2次試験の結果は、令和3年2月8日（月）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛てて文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としていない。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（250点満点中100点）以下に該当する場合

8 各試験の配点

試験	第1次試験（150点）		第2次試験（250点）	
	教養試験	専門試験	面接 I	面接 II
配点	50点	100点	100点	150点

（注意）第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定する。

9 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

11 採用

(1) 選考試験の合格者は、令和3年4月1日付けで採用する。

(2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非遵行があった場合は、合格を取り消すことがある。

12 その他

(1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

(2) 過去の試験問題等は、以下の場所で開催している。

大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話 (097) 506-2285

郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

問合せ 9:00～17:00（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

〇公 告

次のとおり県知事官公報第〇二番を定めます。

令和二年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名 着手年月日 完了年月日

県営農村地域防災減災事業 平二二六・六・一九 令二一・一・二九  
 (鏡野尾池地区)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。

令和二年十一月十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
小笠 新市	中津市役所

二 通知の要旨

農林水産大臣から森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、令和二年十月六日付け大分県告示第五百六十号により行った同法第三十条の規定による通知

### ○正 誤

令和二年六月二十六日付け大分県報号外（二一八）に登載の大分県告示第三百八十六号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一六	上	左から七	随雲寺④	掛地（金吉）
一六	上	左から四	大島	金吉